

令和 2 年 9 月

国立市における新型コロナウイルス感染症に係る情報の公表について（案）

1 基本的考え方

国立市を管轄する東京都多摩立川保健所より、新型コロナウイルス感染症に係る情報を提供された際、国立市は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等関係法令の主旨に基づき、発生状況等を速やかに公表する。

2 プライバシーの保護

公表に際しては、人権に最大限配慮し、かつプライバシーの保護のため、上記法令の主旨に基づき、個人情報の保護に留意する。

よって、個人が特定される恐れがあるまたは関係者等の同意が得られない場合などについては、個人情報を公開しないこともある。

3 その他

具体的には、上記基本的考え方、プライバシーの保護に沿って、保健所より提供された情報の内容を精査し、個別に判断していく。

また、この公表基準は、必要に応じ、適宜見直しを行う。